

令和 5 年 5 月 15 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K04767

研究課題名（和文）農住組合法施行以前の初期農住賃貸住宅地区における都市農地保全

研究課題名（英文）Urban farm land conservation in an early stage Agricultural-residential rental apartment area before Agricultural and residential land association law enforcement

研究代表者

澤木 昌典（Sawaki, Masanori）

大阪大学・大学院工学研究科・教授

研究者番号：90254458

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：1970年代に農住都市構想実現のため農家により賃貸集合住宅が複数建設された大都市圏郊外及び地方都市の13地区を対象に、農地の残存状況、農地所有者の課題意識を把握し、非専業農家による農地の小規模化、不動産活用等の農地保全の脆弱な現状と宅地化による農地喪失可能性を明らかにした。農地保全策としての市民農園化に関し、愛知県内自治体による市民農園開設者支援施策の現状と課題を把握した。賃貸住宅の管理運営では、数力所で結成された複数所有者による法人のほとんどが解散・休眠して個人管理に移行しており、今後管理不全が生ずる危険性と農業協同組合等による住棟所有者への専門的支援の重要性を示唆した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

初期農住賃貸住宅とその建設地区に着目した点に新規性があり、農住法人という管理運営主体に着目して全国的にその存在と消長を把握し初期農住賃貸住宅の個人あるいは個人の集合体による経営の脆弱性と農協などによる専門的支援の必要性を明示したことが住宅政策上重要である。1970年代にスプロール市街地の形成を防ぎ対象地区の健全な市街地形成に奏功したのが、長期視点での自治体や地元組合による土地区画整理事業であることを明らかにし、日本独自の都市計画制度である同事業の有効性の一端を示した。これらを通して農住都市構想実現のための利子補給法活用に関する都市計画学的な評価を示したことに意義がある。

研究成果の概要（英文）：This study examined 13 suburban areas where farmers built Agricultural-Housing buildings in the 1970s to realize the 'Agricultural-Housing City Concept.' It revealed the fragile state of farmland preservation due to conversion to residential areas by non-farmer owners and real estate leasing. The study recognized the potential of citizen's farms for preserving farmland and identified the current status and issues of support measures by local governments in Aichi Prefecture. In Agricultural-Housing buildings management, dissolved the corporations formed by several owners and individual management pose risks of future mismanagement. Professional support from the Agricultural Cooperatives is crucial for owners.

研究分野：都市計画

キーワード：都市農地 農住都市建設構想 民間賃貸集合住宅 都市近郊農村 都市化 土地区画整理事業 スプロール現象

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

農住構想（または農住都市構想）は、都市近郊農村における農家・農業協同組合（以下、「農協」と表記）による自主的なまちづくりで、1967年の一樂照雄氏の提唱などに始まり、具体的には農協が呼びかけ農地の宅地化を促し土地所有者に賃貸住宅の建設と経営を勧めた。1980年の農住組合法制定により市街化区域内農地所有者等が組合を設立し営農を継続しつつ農地を宅地等へ転換するための土地区画整理事業等を行って計画的宅地化を推進する体制が整えられたが、同法制定以前の1971年に農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（以下、「農住利子補給法」と表記）が制定され、この利子補給を利用して土地所有者（農家）が賃貸住宅の建設・経営を開始していた（以下、これらの賃貸住宅を「初期農住賃貸住宅」と表記）。本制度は賃貸住宅の建設のみを対象とし、都市基盤整備は対象外であるため、初期農住賃貸住宅建設地区ではスプロール市街地が形成された可能性があると考えられた。

2015年の都市農業振興基本法制定や2017年の生産緑地法・都市緑地法改正など都市農地の保全活用が重要視される一方で、人口減少下において、上記のような初期農住賃貸住宅建設地区では、リバーススプロール（都市撤退）による新たな都市問題が発生する懸念があり、土地利用現況や土地利用動向に留意しておく必要があると考えた。

他方、初期農住賃貸住宅は当時の農家が建設しており、初期農住賃貸住宅建設地区内に農地が残存する場合、農地の保全活用に取り組みやすく、元々の農住構想の理念に照らせば、リバース・スプロールを制御しつつ農地のある良好な低密度市街地を形成できる可能性が一般市街地より高い地区であるとも考えられた。

2. 研究の目的

初期農住賃貸住宅建設地区を対象に、農地や低未利用地などの土地利用の実態と、土地所有者の初期農住賃貸住宅の経営状況や農地についての将来意向を把握し、都市農地保全を図る際の現行制度上の課題や都市近郊地域での農地保全のあり方について考察することを目的とした。

3. 研究の方法

最初に、初期農住賃貸住宅の建設地を特定するため、農住利子補給法の申請一覧表^{1),2)}などの文献や航空写真を用いた調査を行った。次に、初期農住賃貸住宅が旧集落域内に集合的に5棟以上存在する地区の中から調査対象地区を選定し、それらの地区について住宅地図や過去の航空写真等の文献資料や現地での観察調査により、初期農住賃貸住宅の特定および地区の土地利用を含めた現状を把握した。その上で、初期農住賃貸住宅所有者へのアンケート調査（対象は8地区）、初期農住賃貸住宅建設地区の市街化区域内に300㎡以上の農地を所有する者（以下、「都市農地所有者」と表記）へのアンケート調査（対象は名古屋都市圏9地区・地方都市4地区）を郵送配布・郵送回収により実施した。なお、当初は都市農地所有者へはインタビューによる調査を予定していたが、コロナ禍の影響から対面での実施が困難なためと調査サンプル数を増やし調査結果の普遍性を高めるため、郵送によるアンケート調査に変更した。これらの調査の対象者（初期農住賃貸住宅所有者・都市農地所有者）の特定には、登記情報提供サービスを用いた。加えて、初期農住賃貸住宅の管理に関して、対象地区を管轄する農協および農住法人（(2)②を参照）へのヒアリング調査を実施した。さらに、市民農園の開設者に関する地方自治体による支援施策に関して、愛知県内の特定市32市を対象に郵送によるアンケート調査と電話・メールによる補足ヒアリング調査を実施した。これらの各アンケート調査の対象地区とそれぞれの調査項目、配布・回収状況を表1に示す。

表1 各アンケート調査の対象地区と調査項目・配布回収状況

調査対象	対象地区・自治体名	調査項目	配布数	回収数	回収率
初期農住賃貸住宅所有者	愛知県安城市二本木、稲沢市長野、岡崎市六名・美合新町、春日井市柏原・関田・六軒屋、東京都町田市小川	建物の基本情報、現在の管理実態、農協からの支援内容、所有者の将来意向ほか	110	50	45.5%
市街化区域内農地所有者(名古屋都市圏)	愛知県安城市二本木、稲沢市北町・長野、岡崎市六名、春日井市柏原・関田・六軒屋、北名古屋市六ツ師、岐阜県岐阜市福光	農地所有者の属性、農地での営農状況、不動産活用の状況、過去における農地の転用状況、農地保有上の課題、農地の保全意向	243	68	28.4%
市街化区域内農地所有者(地方都市)	静岡県静岡市高松、愛知県豊橋市森岡、香川県高松市高松町、山口県下関市大学町		65	20	30.8%
市民農園開設支援施策実施自治体(愛知県内の特定市)	名古屋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市	市民農園の開設・閉園数、支援制度の実施内容、支援制度の目的と課題、市民農園の課題、開設促進意向	32	30	93.8%

4. 研究成果

(1) 初期農住賃貸住宅の建設実態³⁾

農住利子補給法を利用し1970年代に建設された初期農住賃貸住宅の358申請について、都道府県別の申請数・戸数・棟数を表2に示す。農住利子補給法の利用は全国様ではなく、愛知・兵庫・静岡・石川・山口・岐阜・徳島・神奈川・長崎・長野の10県に多く見られた。申請は個人ならびに1棟のものが多数を占め、主に個人が1棟の賃貸住宅を建設するために利用した。

表2 県別の申請件数・戸数・棟数

県	岩手	山形	福島	群馬	千葉	神奈川	長野	新潟	富山	石川	福井	岐阜	静岡	
件数	2	1	1	1	1	15	15	5	6	32	5	25	59	
戸数	106	60	24	58	16	335	244	47	151	1,010	115	510	1,272	計
棟数	10	2	1	2	1	16	70	11	7	40	6	35	84	
県	愛知	三重	滋賀	兵庫	奈良	岡山	山口	徳島	香川	高知	福岡	長崎	熊本	
件数	82	1	1	37	2	2	24	11	6	2	5	15	2	358
戸数	2,369	56	24	1,942	66	30	735	341	153	30	166	293	150	10,303
棟数	176	3	1	91	6	2	50	12	6	2	80	17	5	736

(2) 初期農住賃貸住宅の管理実態と管理主体

①初期農住賃貸住宅の管理実態と将来課題⁴⁾

初期農住賃貸住宅所有者が賃貸住宅の管理運営を農協に委託した場合の特徴と課題について、所有者へのアンケート調査および現地調査によって確認した。回答者の45.7%が「良好な管理(状態)」と回答しており、観察調査からも現状の建物管理には大きな問題は生じていない。

管理業務では、清掃・駐車場管理は所有者自身による実施割合が高いが、入居者募集や契約書類・入居者対応・退去業務・家賃徴収などの入居者関連の業務や設備の点検は農協に委託し、軽微な修繕や大規模修繕は外部業者に発注しているとの回答が多かった。

賃貸住宅の将来については、「一部管理不足」「十分に管理できていない」と回答した所有者(計17.2%)には現状継続の意向はなく、今後、売却・建替となる可能性が高い。

高経年の建物ゆえに、所有者には現状では修繕費用(回答者の71.4%)、将来的には解体費用(同68.6%)に対する課題意識が高い。一方で、農協は現状では初期農住賃貸住宅所有者に対して大規模修繕や建替等の助言は行っていないため、今後の所有者の資産管理や生計維持という点からは、農協による中長期的な視点での専門的な助言・支援が必要かつ有効と考えられる。

②初期農住賃貸住宅の管理主体としての農住法人⁵⁾

初期農住賃貸住宅所有者の複数名が建物管理を目的に設立した法人を独自に「農住法人」と名付けて着目した。登記情報提供サービスを用いて8法人を抽出した。うち5法人は既に解散済みであり、2法人は実質休眠状態にあり、稼働しているのは静岡市の高松農住株式会社1法人(図1)のみであった。

ヒアリング調査等により、農住法人による農住団地の管理運営の特徴と課題を確認した結果、解散には当初の建物所有者からの世代交代などが大きく影響していることなど、管理運営主体としての農住法人の継続性の脆弱さが明らかになった。

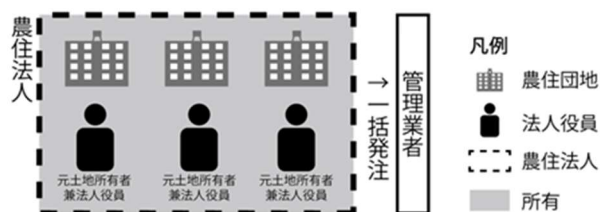


図1 高松農住株式会社の構成

③住宅資産としての初期農住賃貸住宅に関する考察

解散した農住法人について、最多棟数の建物管理を行っていたコーポラスはりま農住管理株式会社(兵庫県播磨町)を対象に、解散の経緯と解散後の建物管理状況を調査し、解散後の建物所有者ごとに異なる4種の管理運営方法(ア)自主管理による賃貸の継続・(イ)外部委託による賃貸の継続・(ウ)所有者自身による建替・(エ)土地と建物の売却)の特徴や現状を明らかにした⁶⁾。

以上から、今後の方策として、良好な初期農住賃貸住宅の積極的な活用や、土地・建物の売却等による再開発、これらの推進のための農協等による建物所有者への専門的な助言・支援が必要と考えられる。

(3) 初期農住賃貸住宅建設地区の都市農地所有者および農地保全

①都市農地所有者の現状

調査対象とした市街化区域内に300㎡以上の農地を保有している名古屋圏の都市農地所有者243名のうち初期農住賃貸住宅所有者は15名(6.2%)、地方都市の農地所有者65名では同じく1名(1.5%)とその割合は低かった(なお、初期農住賃貸住宅所有者110名を対象にしたアンケート調査では、回答者50名中22名[44.0%]が農地を所有と回答)。都市農地所有者の所有農地は、平均3.6カ所、面積4,392㎡である。平均農地面積が大きいのは、回答者の32.2%が市街化調整区域にも農地を保有しているためである。

都市農地所有者のうち、農家は37.5%、非農家が62.5%であり、非農家化が進んでいる。農家のうち、専業農家は12.5%[回答者全体の4.5%]、2種兼業68.8%[同24.7%]である。

販売農家は28.1% [全体の10.1%] で、多くが自給的農家である。

農地の種別（複数回答）は、畑78.7%、田41.6%、果樹園21.9%で、荒地の保有も14.6%で見られた。回答者の73.9%には過去に農地転用の経験が、67.0%には農地の売却経験があった。

農地転用等による現在の不動産経営の状況（複数回答）は、貸し駐車場54.7%、集合住宅の賃貸52.3%、土地の賃貸25.6%、戸建て住宅の賃貸23.3%であり、多くの都市農地所有者が保有土地の一部で不動産活用を行っていた。初期農住賃貸住宅建設地区では、1970年代の利子補給制度を利用した初期農住賃貸住宅以外にも、1980年代以降今日に至るまで、農地の駐車場化、集合賃貸住宅の建設などが行われており、各地区での市街化の進展が裏付けられた。

②都市農地所有者の農地保全に関する意識

都市農地所有者の今後の営農意向では、「農産物を積極的に販売」9.4%、「自家用のみ」37.5%、「自家用中心だが余れば販売」31.3%と営農を継続しても自家用の生産が主体であり、「農業はやめたい」との回答も15.6%あった。農地の将来（10年程度先）については、「現状のまま所有・農的利用」が36.4%と最多ではあったが、売却意向が「すべてを」10.6%、「一部を」18.8%、宅地への転用意向も「全てを」4.6%、「一部を」3.4%と合わせて36.8%の回答者が農地を保全しない意向を示した。

農地を所有している現状での問題・課題（複数回答）については、「耕作者の高齢化」73.9%が最も多く、次いで「雑草繁茂・害虫」62.5%、「税金の負担」58.0%、「生育環境の悪化」52.3%、「農地へのゴミのポイ捨て」37.5%、「農業用機械の費用」・「周辺住宅への迷惑」35.2%が挙げられた（図2）。

将来（10年程度先）も農地を所有継続する上での課題では、「耕作者の高齢化」80.2%、「相続や相続税」68.6%、「税金の負担」65.1%、「耕作後継者なし」61.6%、「農業所得が少ない」31.4%、「農業用機械の費用」30.2%が挙げられ（図3）、現状の課題と比して相続や耕作後継者への課題意識が高かった。

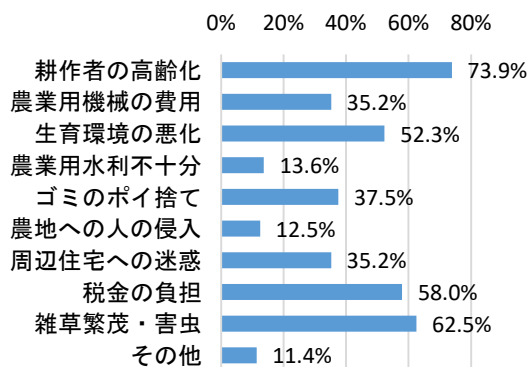


図2 農地を所有している現状の問題・課題

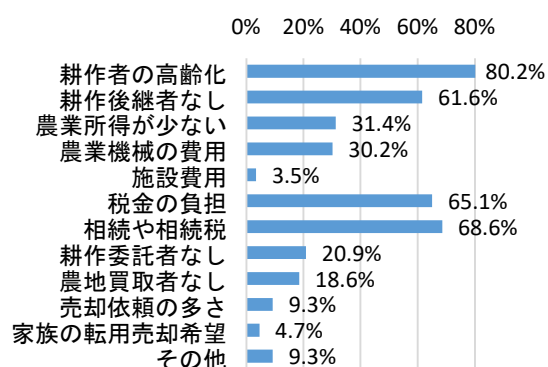


図3 将来も農地を所有継続する上での課題

農地と宅地が共存する地区の現在の環境への評価では、「自家用野菜栽培のため必要」75.6%、「空間的ゆとりを感じる」68.6%、「季節感を感じる」61.6%、「市街地の中の貴重な自然資源」53.5%、「災害時の避難場所」41.9%、「夏の気温上昇を抑制」39.5%、「景観が美しく潤いあるものに」38.4%と、農地共存への肯定的評価が多く、「放置農地での雑草繁茂が気になる」59.3%など、農地管理上の問題なども指摘された。

地区の将来像についても、「農地と宅地が共存する現状を維持」が67.5%と最多で、「まちなかの農地もっと増やすべき」も15.7%であった。一方、「農地は周辺に残しまちなかから無くす」10.8%、「付近一帯を開発すべき」2.4%の回答もあった。意識面での都市農地保全への評価や希望は高いが、土地利用変化の実態としては、高齢化による耕作者の減少や相続による都市農地所有者の意識変化により、少しずつ農地転用が進む現状が明らかになった。

なお、これらから他者に農地を貸す市民農園などの形態が都市農地保全の方策の一つとして有効と考えられるが、現状で市民農園を運営している回答者はわずか2.3%に留まっていた。

(4) 都市農地保全策としての市民農園開設者への地方自治体による支援

愛知県内の特定市32市を対象としたアンケート調査結果から、市民農園開設への支援制度の目的と内容を明らかにした。7市（安城市・春日井市・刈谷市・豊田市・名古屋市・西尾市・日進市）で支援の実施が見られ、「補助金」の交付により、開設促進と負担軽減を目的にしていた。しかし直近5年間の利用実績はいずれの市も数件にとどまっていた。

支援内容は、利用者募集の斡旋が6市（岡崎市・刈谷市・知多市・東海市・豊田市・名古屋市）で、市民農園の利用促進を目的に実施されていた。開設手続きの補助が3市（岡崎市・東海市・名古屋市）で、開設手続きの際に開設者と関わる中で実施されていた。一方で、開設や運営に関するノウハウを指導するといった支援は、問合せへの対応を行う名古屋市のみであった。

岡崎市のように利用者募集を市が担うことは、開設者が市民農園の運営・管理に集中できると同時に、空き区画への対応も市に協力を仰げるため、市民農園の運営継続に寄与していると考えられた。利用者募集業務と農地管理を自治体と開設者とで協力・分担するしくみは、個人開設者

にとっては少ない負担で農地を市民農園として維持できるため、都市農地保全の観点からも有効と考える。また、開設者への情報提供は、自治体との相談程度であったため、開設者が他の開設者と連絡を取り情報共有しやすい体制づくりなども必要と考えられる。

(5) 初期農住賃貸住宅建設地区での都市農地保全に関する考察と本研究成果の位置づけ

①研究計画時の想定と現状との違い

初期農住賃貸住宅建設地区のほとんどで、1970年代に自治体施行や組合施行により土地区画整理事業が実施されており、個人が対象の利子補給法を利用した初期農住賃貸住宅建設によりスプロール市街地が形成されていると想定したが、そのような事態は生じていなかった。農住構想の理念とは関係なく、地元自治体等の市街化を目指した大きな都市計画的な流れの中で、一部の人が本利子補給制度を利用して個人的に不動産経営をしようとしたと考えられた。

また、人口減少下のわが国でありながら、対象とした名古屋圏の都市郊外部では住宅需要が根強く、低層集合住宅の建設や戸建て住宅地区の開発が多く見られ、リバース・スプロール発生の懸念は現状では低いと感じられた。

1970年代に市街化の波に飲まれた当時の農家は、ア)農業を廃業し不動産経営に特化した者、イ)小規模農地を自家用に維持してきた者、ウ)市街化調整区域にまとまった農地を保有し農業を継続している者の3つに大きく分かれたと考えられる。本研究では、都市農地を所有しながら初期農住賃貸住宅を経営するが故に今後の都市農地保全への新たな展望が開けると期待したが、初期農住賃貸住宅所有者には貸し農園経営は見られず、また都市農地所有者の多くに保有土地の一部の不動産活用が見られるなど都市農地とその宅地転用による宅地等の共存の実態は把握できたものの、今後の都市農地保全につながる新たな知見は引き出せなかった。

②今後の都市農地の保全に関して

今後は、都市計画的に強い意図をもって公共財産（グリーンインフラ）の視点から積極的に都市農地を保全していかなければ、市街化区域内においては都市農地所有者個々の事情により宅地化が進むことが想定される。調査時に入手した土地登記情報によれば、現都市農地所有者の多くは元々（1970年代）の農家からの相続者であり、世代が変わるに従い非農家が増えていく。市街化区域内の生産緑地は、法改正により特定生産緑地指定によって生産緑地として10年ごとの更新により継続できるしくみが作られたが、これも一時的に都市農地を保全しているにすぎず、現耕作者や現所有者の死亡・故障が生ずれば保全継続される保証はない。

③本研究成果のインパクト（新規性）について

本研究の新規性の一つは、初期農住賃貸住宅とその建設地区に着目した点にあり、これまでこれに特化した研究はなかった。さらに、農住法人という管理運営主体に着目し、全国的にその存在と消長を把握しつつ初期農住賃貸住宅の個人あるいは個人の集合体による経営の脆弱性と農協などによる専門的支援の必要性を明示したことは、住宅政策の点でも重要であると考えられる。

一方、都市農地所有者の現状や課題意識・将来意向は、既往研究に見られる一般的な市街化区域内農地所有者と同様であったため、農住構想は現代の都市農地所有者に影響しておらず、農住利子補給法は単に農家個人による借家経営を一部で促進したものと位置づけられ、農住構想の理念の実現には結びつかなかった。他方、1970年代当時にスプロール市街地の形成を防いだのは、市街化を進めるための都市計画的な長期視点で自治体や地域の組合による土地区画整理事業が進められていたため、これにより初期農住賃貸住宅所有者は都市基盤整備後の個々の面地に賃貸住宅を建設すればよく、これが調査対象地区の健全な市街地の形成に奏功したと言える。これは、日本独自の都市計画制度である土地区画整理事業の有効性の一端を示しており、本研究はこれらを通して農住構想実現のための利子補給法活用に関しての都市計画学的な評価を示す研究になったと考える。

<参照・引用文献>

- 1) 地域社会計画センター(1980)：農住建設実態調査報告書第3回(昭和54年度)（研究開発資料;no.12)
- 2) 地域社会計画センター(1976)：農住必携昭和51年度版，pp.141-158
- 3) 佐伯亮太・松本邦彦・澤木昌典(2019)：黎明期における農住都市構想の理念と初期農住団地の供給実態について－農住都市構想を推進する融資制度の比較と農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の利用実態－，(公社)日本都市計画学会都市計画論文集，54(3)，pp.276-281
- 4) 佐伯亮太・松本邦彦・澤木昌典(2021)：黎明期に建設された農住団地における農協の役割と管理実態，都市住宅学，115，pp.96-101
- 5) 佐伯亮太・松本邦彦・澤木昌典(2020)：黎明期に設立した農住法人による農住団地の管理および地区のマネジメント，都市住宅学，111，pp.139-145
- 6) Ryota SAEKI, Kunihiro MATSUMOTO, Masanori SAWAKI(2023)：The dissolution process of the Agricultural-Housing management company that managed the Agricultural-Housing building and Agricultural-Housing building management after dissolution. Urban and Regional Planning Review, vol.10, pp.224-242

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 SAEKI Ryota, MATSUMOTO Kunihiko, SAWAKI Masanori	4. 巻 10
2. 論文標題 The Dissolution Process of the Agricultural-Housing Management Company That Managed the Agricultural-Housing Building and Agricultural-Housing Building Management after Dissolution.	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Urban and Regional Planning Review	6. 最初と最後の頁 224 ~ 242
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.14398/urpr.10.224	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐伯亮太・松本邦彦・澤木昌典	4. 巻 115
2. 論文標題 黎明期に建設された農住団地における農協の役割と管理実態	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 都市住宅学	6. 最初と最後の頁 96 ~ 101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐伯亮太 , 松本邦彦 , 澤木昌典	4. 巻 111
2. 論文標題 黎明期に設立した農住法人による農住団地の管理および地区のマネジメント	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 都市住宅学	6. 最初と最後の頁 139 ~ 145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Ryota SAEKI, Kunihiko MATSUMOTO and Masanori SAWAKI
2. 発表標題 Coexistence of Urbanization with Farmland in Suburban and Rural Areas in the 1970s
3. 学会等名 2021 International Conference of Asia-Pacific Planning Societies (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 佐伯亮太, 松本邦彦, 澤木昌典
2. 発表標題 黎明期に設立した農住法人による農住団地の管理および地区のマネジメント
3. 学会等名 都市住宅学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関